

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日: 2021年 7月 12日

日本語教育機関名: UJS Language Institute

設置者名: 株式会社アーバンジャパニーズソサエティー

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号: 大学等への進学者, 入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交・公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	○

基準該当者割合 ②÷(①+③)	90.1%
課程修了者数(※1, ※2) ①	88
基準該当者合計数(実人数) ②	82

左記「基準該当者合計数(実人数)」のうち退学者数(44号ただし書き) ③	3
--------------------------------------	---

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳

		2年コース	1年9か月コース	1年6か月コース	1年3か月コース
※該当する要件が二以上ある生徒は、a～cのそれぞれに計上可。ただし、「基準該当者合計数(上記②)」は実人数を算出するため、当該生徒について重複を除き、一人として扱うこと。	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り、非正規生は除く。	32	10	13	13
	b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数	0	0	0	4
	c. CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省HPに掲載された試験又は日本留学試験に限る。	25	11	6	8

※CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者(C)については、CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための書類(試験の合格証等)の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数(②)及び内訳(a～cのそれぞれの合計)の公表の方法

ホームページに掲載

自己点検・評価報告書

UJS Language Institute

評価方法

- ・ A: 「達成されている」あるいは「適合している」項目。
- ・ B: 「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。
- ・ C: 「未達成」あるいは「適合していない」項目。

理念・教育目標

〈理念・ミッション〉

国境を越えた経済、文化、人的流通が活発化した現代社会で、多様化した学習者のニーズに合った、高品質な日本語教育を提供し社会に貢献する。

〈教育目標〉

日本語でのコミュニケーションの円滑化の手助けを図り、学習者が業務を推進する、又は大学等へ進学するのに十分な総合的コミュニケーション能力の養成・向上、及び国際的文化交流の発展に寄与することを目標とする。

〈育成する人材像〉

日本を取り巻くアジアダイナミズムの潮流に敏感になり「日本だけでなくアジアや世界で活躍できるグローバル人材」を育成する人材像とする。

1 学校運営

〔 ○ 〕 1-1 日本語教育機関の告示基準に適合している。

2 入学者の募集

〔 A 〕 2-1 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。

〔 A 〕 2-2 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。

3 入学者選考

〔 A 〕 3-1 入学者の選考に関し、学習能力、勉学意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している。

〔 A 〕 3-2 入学者の選考に当たっては、学校関係者（職員等）が面接等を行うよう努めている。

4 納付金

〔 A 〕 4-1 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法、及

び学費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。

- 〔 A 〕 4-2 関係諸法令に基づいた学費返還に関する規定を定め公開している。
- 〔 A 〕 4-3 上記 4.1 及び 4.2 については入学志願者、在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。

5 学生支援

- 〔 A 〕 5-1 日本社会を理解し、適応するための取組を行っている。
- 〔 A 〕 5-2 進路指導を適切に行っている。
- 〔 A 〕 5-3 重篤な疾病や傷害及び交通事故のあった場合の対応を定めている。
- 〔 A 〕 5-4 入管法上の留意点について学生への伝達、指導を定期的に行っている。
- 〔 A 〕 5-5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。

6 教員

- 〔 B 〕 6-1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。
- 〔 B 〕 6-2 教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施するとともに、他機関の実施する研修会等への参加を促している。
- 〔 B 〕 6-3 教員評価を適切に行っている。

7 教育活動

- 〔 A 〕 7-1 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。
- 〔 A 〕 7-2 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。
- 〔 A 〕 7-3 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。
- 〔 A 〕 7-4 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。
- 〔 A 〕 7-5 理解度、到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。
- 〔 B 〕 7-6 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。

8 教育施設

- 〔 A 〕 8-1 教室内は十分な照度があり換気がなされているとともに、語学教育に必要な遮音がなされている。
- 〔 A 〕 8-2 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。
- 〔 A 〕 8-3 法令上必要な設備等を備えている。

9 安全・危機管理

- 〔 A 〕 9-1 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。
- 〔 A 〕 9-2 感染症発生時の措置を定めている。
- 〔 A 〕 9-3 気象警報発令時の措置，災害発生時の避難方法等を定め，教職員及び学生に周知している。

10 法令の遵守等

- 〔 A 〕 10-1 法令遵守に関する担当者を定めている。
- 〔 A 〕 10-2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。
- 〔 A 〕 10-3 個人情報保護のための対策をとっている。
- 〔 A 〕 10-4 地方出入国在留管理局，その他関係官公庁，日本語教育振興協会等への届出，報告を遅滞なく行っている。

日本語教育機関名：UJS Language Institute

日本語教育機関教育活動評価日（自己点検）令和3年9月21日

実施担当者名（役職）：小沼俊（代表取締役）、朝日えりか（学院長）、伊深さとみ（教務主任）